

## 相模女子大学・相模女子大学短期大学部における研究活動に関する行動規範

研究者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に大学の研究者は、学術研究を行うと同時にその成果を社会に還元し、また学生教育に活かす教育者でもあるため、その倫理的責任は重く、自らの研究行動を厳しく律する必要がある。

このことを踏まえ、相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、研究者として真摯に取り組むべき姿を研究活動に関する行動規範として定める。

### (研究者の責務)

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類や社会、環境に貢献するという責任を有する。この自覚のもとに、研究者は、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
2. 研究者は、研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っており、もし、こうした信頼や負託が薄れたり失われたりすれば、研究そのものが立つ基盤が崩れることになることを自覚し、常に正直、誠実に判断、行動しなければならない。
3. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開・説明し、その研究成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティや社会に中立性・客観性をもって公表しなければならない。

### (公正な研究)

4. 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。
5. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も重要な責務であることを自覚し、指導的立場にある者は、研究倫理や研究プロセスのあり方について、学生や若手研究者に教育する責務を果たさなければならない。

### (法令の遵守)

6. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や本学の規程を遵守する。
7. 研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。実験動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

### (利益相反)

8. 研究者は、産学官連携に伴う利益相反の発生等、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、或いは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

### (研修)

9. 研究者は、研究費の取扱いや研究倫理に関する研修会等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得や使用ルールの理解に努めなければならない。

### (研究成果の教育への還元)

10. 研究者は、自らの研究が学生教育の基盤となることを自覚し、積極的に研究成果を教育に活かす努力をしなければならない。